



託送供給等約款の認可について

2026 年 7 月 22 日

東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、6 月 24 日、電気事業法第 18 条第 1 項^{※1}に基づき、「託送供給等約款」の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行いました。[\(2026 年 6 月 24 日お知らせ済み\)](#)

本日、経済産業大臣から、本件について認可されましたので、お知らせいたします。

「託送供給等約款」とは、小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものです。

今回の主な変更の内容は、以下のとおりです。

なお、今回認可いただいた内容は、当社の認可申請内容から変更はございません。

○主な変更内容

(1) 需要側の系統接続に係る規律

国の審議会^{※2}において、確保した系統容量が一部しか使用されていない事例（空押さえ）を防ぐ観点から、供給承諾（契約成立）前に需要家都合による申込み内容の変更が生じる場合は、当該契約申込みを取り消すこと、および供給承諾から工事費負担金入金までの期限を 3 カ月以内とし、期限を超過する場合は当該契約申込みを取り消すことが整理されたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

(2) 発電側の系統接続に係る規律

国の審議会^{※3}において、非 FIT/非 FIP 電源について、事業用地の確保をしていないにも関わらず接続の権利（契約）だけを確保する事例への対策として、事業用地における使用権原を証する書類を連系承諾（契約成立）から 2 カ月以内に提出することを要件とし、期限を超過する場合は、連系予約を取り消すことが整理されたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

○「託送供給等約款」の実施時期

2026 年 10 月 1 日

当社は引き続き、当社サービスエリア内のレジリエンス向上やくらしの安心・安全、利便性の向上に貢献し、これまで以上にお客さまや社会から必要とされる企業を目指してまいります。

※1：電気事業法第 18 条第 1 項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中

において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：第4回総合資源エネルギー調査会 次世代電力系統ワーキンググループ ([2025年9月24日開催](#))

第10回総合資源エネルギー調査会 次世代電力系統ワーキンググループ ([2026年4月16日開催](#))

※3：第6回総合資源エネルギー調査会 次世代電力系統ワーキンググループ ([2025年12月24日開催](#))

以 上